

令和 3 年 3 月 4 日

山口県経営者協会会長 殿

山口労働局長

正規雇用労働者の中途採用比率の公表義務化に係る周知協力について
(お願い)

労働行政の運営につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 14 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、令和 2 年 12 月 28 日に労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 施行規則 の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 210 号。以下「改正省令」という。）が公布されたところです。

本改正により、常時雇用する労働者（雇用契約の形態を問わず、①期間の定めなく雇用されている者、②過去 1 年以上の期間について引き続き雇用されている者又は雇入れの時から 1 年以上引き続き雇用されると見込まれる者、のいずれかを満たす労働者を指します。）が 301 人以上の企業は、求職者が容易に閲覧できるかたちで「直近の 3 事業年度の各年度について、採用した正規雇用労働者の中途採用比率」をおおむね年に 1 回、公表した日を明らかにして、インターネットの利用やその他の方法で公表することが義務化されます。（詳しくは、別紙をご参照ください。）

つきましては、別添のとおり周知用リーフレットを送付しますので、会員事業主の皆様への周知啓発に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、山口県内の雇用保険適用事業所のうち、雇用保険被保険者数が 200 人以上の法人に対しては、本制度の周知文を個別にお送りすることとしておりますので、併せて御了知いただきますようお願い申し上げます。

1 法改正の背景、経緯等

人生 100 年時代において職業生活の長期化が見込まれる中、労働者の主体的なキャリア形成による職業生活の更なる充実や再チャレンジが可能となるよう、中途採用に関する環境整備をさらに推進していくことが必要です。

成長戦略実行計画（令和元年 6 月 21 日閣議決定）においても、従業員規模が大きい企業ほど中途採用・経験者採用比率が低い状況にあるなど、中途採用・経験者採用を促進する観点から「個々の大企業に対し、中途採用・経験者採用比率の情報公開を求める」といった対応を図る」とされました。

こうした背景、経緯等を踏まえ、企業が長期的な安定雇用の機会を中途採用者にも提供している状況を「見える化」し、企業間比較を可能とすることで、中途採用を希望する労働者と企業のマッチングを促進していくため、統一的な指標により中途採用に関する情報の公表を求めること等を内容とした改正法が、第 201 回通常国会に提出され、同国会において成立したものです。

2 改正の内容

- (1) 事業主による雇用した正規雇用労働者等の数に占める中途採用の者の数の割合の公表の方法について、おおむね年に 1 回以上、直近 3 事業年度分の実績について、公表した日を明らかにしてインターネット等求職者が容易に閲覧できる手段を用いて公表するものとする。
- (2) 通常の労働者に準ずる者として、短時間正社員を規定する。
- (3) 厚生労働省令で定める施設について、専修学校と規定する。
- (4) 新規学卒等採用者に準ずる者について、公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練を受ける者であって修了することが見込まれるものの採用者や、既卒者であって新規学卒等採用者として雇用される者と同等の待遇で雇用される者等とする。

3 改正法及び改正省令の施行期日

令和 3 年 4 月 1 日